

令和元年11月15日

元請業者及び下請業者が行う自家警備の取扱いについて（お知らせ）

岡山市財政局財務部監理検査課

自家警備については、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって工事の安全上支障がない場合などやむを得ない場合に限り、行うことができるようになっており、平成29年6月8日付け国土交通省通知「交通誘導員の円滑な確保について」において、「元請建設企業の社員によるいわゆる自家警備は可能である」とされています。

ここでいう「元請建設企業」とは、建設工事の元請負人のみを指すのではなく、警備会社に警備を発注する立場の建設会社を指します。

したがって、建設工事の下請業者についても、下請契約により請け負った工事の範囲内であれば、当該下請業者の社員による自家警備は可能です。

担 当

岡山市財政局 監理検査課 電話 086-803-1368